

**人生 100 年時代構想会議**  
**中間報告**

**平成 29 年 12 月**

# 人生 100 年時代構想会議 中間報告

## (目次)

第 1 章 はじめに	1
第 2 章 幼児教育の無償化	3
第 3 章 待機児童の解消	5
第 4 章 高等教育の無償化	6
第 5 章 私立高等学校の授業料の実質無償化	9
第 6 章 介護人材の待遇改善	9
第 7 章 これらの施策を実現するための安定財源	10
第 8 章 財政健全化との関連	11
第 9 章 来年夏に向けての検討継続事項	12
第 10 章 規制制度改革等	14
人生 100 年時代構想会議 構成員	15
人生 100 年時代構想会議 開催実績	16

## 第1章 はじめに (人生100年時代)

我が国の長寿社会はどこまで進んでいくのか。ある海外の研究<sup>1</sup>を基にすれば、「日本では、2007年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きる」と推計されており、我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えていた。こうした人生100年時代においては、人々は、「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生を送るようになる。また、長い人生を通して自分の家族を支えなければならないため共働き世帯が増えるなど、家族の在り方も変化していく。100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が重要である。スポーツや文化芸術活動・地域コミュニティ活動などに積極的に関わることも、個人の人生や社会を豊かにする。

こうした「超長寿社会」を世界に先駆けて迎える日本において、単線型ではない、多様な「人生の再設計」をどう可能としていくか。教育や雇用制度、社会保障など、国の制度はどうあるべきなのか。これこそが、本構想会議が人生100年時代を見据えて考えなければならない大きなテーマである。

### (人づくり革命)

人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、高等教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯を通じて切れ目なく、質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルを身につけられる学び直しの場が、安定的な財源の下で提供される必要があるほか、高齢者向けの給付が中心となっている我が国社会保障制度を、子供・若者から高齢者まで誰もが安心できる「全世代型の社会保障」へ大きく転換していく必要がある。

その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。これまで政府は、誰もが生きがいを持って生活を送られるようにするために、一億総活躍社会の実現や働き方改革に取り組み、「人への投資」に力を入れてきたところであるが、こうした人生100年時代を見据えた人づくり革命は、一億総活躍社会をつくっていく上での本丸であり、人づくり革命なしには一億総活躍社会をつくり上げることはできない。

併せて、少子高齢社会においても経済社会の活力を維持していくためには、

---

<sup>1</sup> Human Mortality Database, U.C. Berkeley(USA) and Max Planck Institute for Demographic Research(Germany)

人材の質を高めることによって潜在成長率を引き上げていくことが必要であり、こうした面からも、人への投資を強化し、人づくり革命を断行することが必要である。

これまでの画一的な発想にとらわれない人づくり革命を断行し、日本を誰にでもチャンスがあふれる国、何度も夢を描ける国へと変えていく。そして、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を、誰もが参加し、利便を受け、お年寄りも若者も安心できる全世代型へと改革し、子育て、介護などの現役世代の不安を解消し、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指す。その際、様々な理由でスタートラインにすら立てない方に対して温かな手を差し伸べることが必要である。人づくり革命は長期的な課題であるが、2020年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く。

#### (人生100年時代構想会議)

人生100年時代構想会議は、こうした人生100年時代を見据えた経済社会システムを創り上げるための政策のグランドデザインを検討する会議として、本年9月に設置された会議である。

初回において、全ての人に開かれた教育機会の確保、何歳になっても学び直しができるリカレント教育、これらの課題に対応した高等教育改革、新卒一括採用だけではない企業の人材採用の多元化、多様な形の高齢者雇用、高齢者向け給付が中心となっている社会保障制度の全世代型社会保障への改革を、中心的に取り扱うテーマとして整理した。

これまで、「幼児教育、高等教育の無償化・負担軽減」、「リカレント教育、大学改革」といったテーマについて精力的な討議を行ってきた。本構想会議の審議内容を踏まえて、政府は、本年12月8日に、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定したところである。

本構想会議は、この政策パッケージを基礎として、本中間報告を取りまとめるものであり、そのポイントは、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の実質無償化、保育・介護人材の待遇改善である。年明け以降は、リカレント教育や大学改革などの残された論点について更に議論を進め、来年夏には基本構想を打ち出すこととする。

なお、全世代型社会保障への改革など、今回の「人づくり革命」は、若手世代や新たな活躍の場を求める人たちに対する後押しとなるものであり、本中間報告の内容について、官民が協力して、国民の正しい理解を得られるよう周知

徹底を図ることが重要である。

## 第2章 幼児教育の無償化 (幼児教育・保育の役割)

20代や30代の若い世代が理想の子供数を持たない最大の理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」である。国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)によると、妻が50歳未満である初婚同士の夫婦のうち、予定子供数が理想子供数を下回る夫婦を対象に行った質問(妻が回答)において、理想の子供数を持たない理由(複数回答)について、30歳未満では76.5%、30歳~34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。また、内閣府「結婚・家族形成に関する意識調査」(2014年度)によると「どのようなことがあれば、あなたは(もっと)子供がほしいと思うと思いますか」との質問に対し(複数回答)、「将来の教育費に対する補助」が68.6%で最も多く、次いで、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59.4%となっている。このように、若い世代には教育費への支援を求める声が多い。子育てと仕事の両立や、子育てや教育にかかる費用の負担が重いことが、子育て世代への大きな負担となり、我が国の少子化問題の一因ともなっている。このため、保育の受け皿拡大を図りつつ、並行して幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つである。

また、幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、この時期における家族・保護者の果たす第一義的な役割とともに、幼児教育・保育の役割は重要である。幼児教育・保育は、知識、IQなどの認知能力だけではなく、根気強さ、注意深さ、意欲、社会性などの非認知能力の育成においても重要な役割を果たしている。加えて、人工知能などの技術革新が進み、新しい産業や雇用が生まれ、社会においてコミュニケーション能力や問題解決能力の重要性が高まっている中、こうした能力を身につけるためにも、幼児期の教育が特に重要であり、幼児教育・保育の質の向上も不可欠である。

さらには、個人にとっての効果に加え、我が国の経済成長への寄与という観点からも、少子高齢化が進展する中で、幼児期から人材への投資を拡充することが、人材の質を高め、生産性を向上させていくことにつながる。

幼児教育が、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすことを示す世界レベルの著名な研究結果もある。たとえば、米国において、低所得者層の子供を対象に、幼児教育プログラムを実施する集団と実施しない集団とにランダムに分け、その後の追跡調査を長年にわたり行った「ペリー就学前計

画」によると、プログラムを実施したグループとプログラムを実施しなかったグループとを比較した場合、40歳時点で年間所得2万ドル以上の者の割合が1.5倍、23歳～27歳の間に生活保護を受給したことがある者の割合が0.4倍、40歳時点で子供を持った男性の比率が1.9倍となり、有意な差が認められた。このように、全ての子供たちが質の高い幼児教育を受けられるようにすることの意義が大きいことから、イギリス、フランス、韓国など諸外国においても、3歳～5歳児の幼児教育について、所得制限を設けずに、無償化が進められているところである<sup>2</sup>。

安倍政権においては、平成26年度以降、幼児教育無償化の段階的推進に取り組んできたところであり、幼稚園、保育所、認定こども園において、生活保護世帯の全ての子供の無償化を実現するとともに、第3子以降の保育料の無償化の範囲を拡大してきた。そして、今年度からは、住民税非課税世帯では、第3子以降に加えて、第2子も無償とするなど、無償化の範囲を拡大してきた。

#### (具体的な内容)

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。

0歳～2歳児が9割を占める待機児童について、3歳～5歳児を含めその解消が当面の最優先課題である。待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿整備を着実に進め、一日も早く待機児童が解消されるよう、引き続き現状を的確に把握しつつ取組を進めていく。こうした取組と併せて、0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は、住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子供に拡大する。

なお、0歳～1歳児は、ワークライフバランスを確保するため、短時間勤務な

---

<sup>2</sup> 例えば、イギリスでは、2004年までに全ての3歳～4歳児に対する幼児教育の無償化を所得制限を設けずに実現した（5歳からは義務教育）。フランスでは、3歳～5歳児を対象とした幼稚園は99%が公立であり、所得制限を設けずに無償。韓国では、2012年に、3歳～5歳児に対する所得制限無しの無償化の方針を法定。

ど多様な働き方に向けた環境整備、企業による職場復帰の確保など男性を含め育児休業を取りやすくする取組、育児休業明けの保育の円滑な確保、病児保育の普及等を進めるなど、引き続き、国民の様々な声や制度上のボトルネックを的確に認識し、重層的に取り組んでいく。

#### (実施時期)

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で增收額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。

また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。さらに、人工呼吸器等の管理が必要な医療的ケア児<sup>3</sup>に対して、現在、看護師の配置・派遣によって受入れを支援するモデル事業を進めている。こうした事業を一層拡充するとともに、医療行為の提供の在り方について議論を深め、改善を図る。海外の日本人学校幼稚部についても実態把握を進める。

引き続き、少子化対策及び乳幼児期の成育の観点から、0歳～2歳児保育の更なる支援について、また、諸外国における義務教育年齢の引下げや幼児教育無償化の例等を幅広く研究しつつ、幼児教育の在り方について、安定財源の確保と併せて、検討する。

### 第3章 待機児童の解消

#### (待機児童の解消)

待機児童の解消は、待ったなしの課題であり、最優先で取り組むことが必要である。保育の受け皿整備については、2013年には「待機児童解消加速化プラン」を策定するなど取組を進めてきたが、引き続き女性の就業率の上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、本年6月には、2018年度から2022年度末までの5年間で、32万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」を策定したところである。同プランで示されている32万人分の受け皿は、25歳から44歳までの女性の就業率が80%まで上昇すると想定し、その就業率と相関して、保育の利用申し込み率も5割を超える水準まで伸びるという前提のもとで算出したものである。

このプランをより早く実現させるため、同プランを前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行う。実際に保育の受け皿を整備していくに当

---

<sup>3</sup> 人工呼吸器を装着している障害児など、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

たっては、保育の実施主体である市区町村において、保護者の意向を丁寧に確認しながら、潜在的ニーズも含めた必要な整備量を的確に把握し、それを整備計画に反映させていくことが重要であり、国としてもこうした各自治体の取組を支援していくことが必要である。

幼児教育の無償化よりも待機児童の解消を優先すべきとの声がある。幼児教育の無償化は消費税率引上げによる增收にあわせて2019年度から段階的に取組を進めていくのに対し、「子育て安心プラン」は、2018年度（来年度）から早急に実施していく。併せて、保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた待遇改善に更に取り組むこととし、今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%（月3000円相当）の賃金引上げを行う。

#### （放課後子ども総合プラン）

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める。このため、「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

### 第4章 高等教育の無償化

#### （これまでの取組と基本的考え方）

高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。

高等教育の負担軽減については、これまでも、授業料減免の拡大とともに、奨学金制度については、有利子から無利子への流れを加速し、必要とする全ての学生が無利子奨学金を受けられるよう充実を図ってきているほか、返還猶予制度の拡充による返還困難時の救済策の充実などに取り組んできた。また、今年度からは、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由によって進学を断念することがないよう、給付型奨学金制度を新たに創設したほか、卒業後の所得に連動して返還月額が決定されることによって、所得が低い状況でも無理なく返還することを可能とする新たな所得連動返還型奨学金制度を導入した。また、無利子奨学金についても低所得者世帯の子供に係る成績基準を実質的に撤廃するとともに、残存適格者を解消することとした。

最終学歴によって平均賃金に差があることは厳然たる事実である。例えば、（独）労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計2016」によると、最終学歴が高校卒業と大学・大学院卒業では、生涯賃金に7500万円程度の差が存在し

ている。また、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低い、これもまた事実である。例えば、「2012年高卒者保護者調査」(文部科学省科学技術政策局)によると、大学進学率は年収400万円以下の世帯では27.8%である一方、年収1050万円以上の世帯では62.9%と算出されている。

このように、我が国では、低所得者層における大学進学率が低く、経済格差が教育格差を生むことが危惧されている。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと改革することが急務である。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する<sup>4</sup>。その際、真に支援を必要とする家庭の学生が、進学後も生活の不安なく学業に専念できる環境を整備することが重要である。現状においては、給付型奨学金制度の給付学生数は、約2,800人であり、その給付額も月額2万円から4万円にとどまっている（在学中のアルバイトを前提とした額）。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。

#### （具体的な内容）

低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する<sup>5</sup>。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするために、学生生活を送るのに必要な生活費<sup>6</sup>を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

---

<sup>4</sup> 高等教育の無償化は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校について行う。

<sup>5</sup> 国立大学の入学金を上限とした措置とする。

<sup>6</sup> 他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、（独）日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限る。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子どもたちについても、住民税非課税世帯の子どもに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

#### (支援対象者の要件)

支援対象者については、高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、G P A（平均成績）の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切ることとし、これを内容とする給付要件を定める<sup>7</sup>。

#### (支援措置の対象となる大学等の要件)

こうした支援措置の目的は、大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子どもたちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることである。このため、支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること<sup>8</sup>、③成績評価基準<sup>9</sup>を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していることを、支援措置の対象となる大学等が満たすべき要件とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定する。

---

<sup>7</sup> 例えば、①1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときや②G P Aが下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連續で受けたときは支給を打ち切る、③退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切るといった指標が考えられる。その際、休学について一定の配慮を行うよう検討する。

<sup>8</sup> 例えば、①実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む）が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上（理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性について検証が必要）の単位に係る授業科目を担当するものとして配置されていること、②理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していることといった指標が考えられる。

<sup>9</sup> 成績評価を客観的かつ厳格に行うために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている（S）」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。

#### (実施時期)

こうした高等教育の無償化については、2020年4月から実施する。なお、上記で具体的に定まっていない詳細部分については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得る。なお、学びを社会的自立や職業に結びつける大学等での優良な取組の横展開を図るため、政府は積極的な情報発信を行うことが求められる。

#### (生活困窮世帯等の子どもの学習支援)

子どもの学習支援事業を高校中退者を含む高校生世代等において強化とともに、社会的養護を必要とする子どもや生活保護世帯の子どもの大学進学を後押しする。

### 第5章 私立高等学校の授業料の実質無償化

年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化（現行の高等学校等就学支援金の拡充）については、消費税使途変更による、現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。（具体的には、平成29年度予算ベースで、①住民税非課税世帯については、実質無償化、②年収約350万円未満<sup>10</sup>の世帯については、最大35万円の支給、③年収約590万円未満<sup>11</sup>の世帯については、最大25万円の支給ができる財源を確保する。）

その上で、消費税使途変更後の2020年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引き続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

### 第6章 介護人材の待遇改善

#### (具体的な内容)

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の待遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取

<sup>10</sup> 市町村民税所得割額が51,300円未満をいう。

<sup>11</sup> 市町村民税所得割額が154,500円未満をいう。

組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるように柔軟な運用を認めるなどを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

#### (実施時期)

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

### 第7章 これらの施策を実現するための安定財源

急速に少子高齢化が進む中、これらの政策は、今、実行する必要があるが、そのツケを未来の世代に回すようなことがあってはならない。これらの施策について、安定財源を確保した上で進める。

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この增收分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等<sup>12</sup>と、財政再建<sup>13</sup>とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、新しい経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

消費税収の使途については、消費税法において、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする」と規定されていることから（同法第1条第2項）、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）に限定されている。新しい経済政策パッケージに充てる上記1.7兆円程度については、幼児教育の無償化等を中心に支出する一方、高等教育への支援については、少子化対策に資する観点から、

---

<sup>12</sup> 「等」は、従前より消費税率10%引上げ時に実施することとされていた年金生活者支援給付金などの社会保障の充実策（1.1兆円程度）。

<sup>13</sup> 後代への負担の付け回しの軽減及び社会保障4経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増。

高額な授業料負担が出生率の向上に関するネックとなっている低所得者層の支援に限定する。

また、現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについては、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金が充てられている。新しい経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる增收分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。）と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）<sup>14</sup>に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

また、産業界の労働保険料の負担軽減等について、保険財政の動向を検証しつつ、検討する。特に、中小企業に対しては、企業主導型保育事業の運営費における企業自己負担部分を軽減する等の助成策を検討する。

## 第8章 財政健全化との関連

消費税率引上げ分の使い道の見直しにより、国・地方のプライマリーバランスの黒字化の達成時期に影響が出ることから、2020年度のプライマリーバランス黒字化目標の達成は困難となる。ただし、財政健全化の旗は決して降ろさず、不斷の歳入・歳出改革努力を徹底し、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標自体はしっかりと堅持する。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、来年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、プライマリーバランス黒字化の達成時期、その裏付けとなる具体的かつ実効性の高い計画を示すこととする。

---

<sup>14</sup> 「保育の運営費（0歳～2歳児相当分）」とは、子ども・子育て支援法による保育給付の対象である保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の運営費をいう。

## 第9章 来年夏に向けての検討継続事項

### (1) リカレント教育

人生100年時代においては、これまでのような、高校・大学まで教育を受け、新卒で会社に入り、定年で引退して現役を終え、老後の暮らしを送る、という単線型の人生を全員が一斉に送るのではなく、個々人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身につける機会が提供されることが重要である。こうした教育と社会の循環システムの中心となるのが、「リカレント教育（学び直し）」である。デジタル技術・人工知能などの技術革新が急速に進歩・普及していく中で、必要となるリカレント教育のための環境整備を産官学挙げて構築していくことが求められる。

高齢者もひとり親家庭の方も、希望する教育を受けることができなかつた方、自らの意志で高等学校や大学に進学しなかつた方も、出産・育児等で離職した方も、就職氷河期に学校を卒業したフリーター、ニート・ひきこもりの方も、病気など生活上のハンディを抱える方も、誰にとっても「いつでも学び直し・やり直しができる社会」を作るため、幾つになっても、誰にでも学び直しと新しいチャレンジの機会を確保する。

このため、人生100年時代を見据え、その鍵であるリカレント教育を抜本的に拡充するとともに、現役世代のキャリアアップ、中高年の再就職支援、様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組みの活用など、誰もが幾つになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境整備を、雇用保険制度等の活用も含めて、来年夏に向けて検討する。

この際、次の視点を踏まえるべきである。第一に、全ての人が子供のころから自らの将来やキャリアについて考えられるようなキャリア教育の充実が必要である。例えば、引退後を見据えたスポーツ選手の人生設計などについても同様である。第二に、大学もリカレント教育の観点から、地域や産業界との連携を強化することにより、多様な教育プログラムを開発・実施し、産業振興と地域創生の核になることが求められる。第三に、リカレント教育の拠点は大学に限られるものではなく、既存の教育産業や新規参入企業が切磋琢磨し、EdTech<sup>15</sup>などオンラインを活用した学習技術も織り込みながら、学び手が、自分の環境やライフスタイルに合った学習方法を選択できる体制を整えていくことが求められる。第四に、リカレント教育の効果や、受講者・企業にとってのメリットを「見える化」するとともに、企業における実態を踏まえつつ、中途採用の拡大等人材採用の多

<sup>15</sup> EdTech（エドテック）とは、AI・ビッグデータ等を用いる新たな教育サービス。例えば、個々の学習履歴・習熟度等を分析して行う個別学習サービス。

元化を図ることが求められる。

### （2）H E C S 等諸外国の事例を参考とした検討

今後、引き続き、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、オーストラリアの H E C S<sup>16</sup>等諸外国の事例も参考としつつ、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討を継続する。

### （3）大学改革や大学教育の質の向上

大学改革については、社会の新たなニーズに柔軟に対応できるカリキュラム編成が行われるよう、大学の外部の人材がその編成に関わる方策を検討する必要がある。また、社会の最前線で実務に当たる人材を教員として登用するなど、教育に関わる外部人材の積極的な活用を検討すべきである。少子化で 18 歳人口が減少する中でも大学数は増加しており、2016 年度では 4 割強の私立大学が定員を満たすことができない状況である。このような状況を踏まえ、大学の組織再編等を促進するため、大学の連携・統合を可能とする枠組みの整備に向けた検討が必要である。

大学教育の質の向上を図るためにには、国立大学において機能分化の取組<sup>17</sup>が進められているように、各大学の役割や特色・強みの明確化を一層進めることが必要である。東京大学大学経営・政策研究センター（127 大学を調査）及び米国インディアナ大学（610 大学を調査）が 2007 年に調査した、大学 1 年生の 1 週間当たり授業以外の学習時間（予習・復習等）を日米で比較すると、米国では 11 時間以上学習している学生が 6 割弱いるのに対し、我が国の大学生は学習時間が非常に短く、1 割の大学生は授業以外では全く学習していない。今後は、大学に入学してからどれだけ付加価値が付けられたのか、学習成果を可視化するための客観的な指標を作ることが求められる。

これらの課題については、他の検討の場でも議論が行われており、本構想会議での議論と並行して検討を進めることを求める。

---

<sup>16</sup> H E C S とは、在学中は授業料の支払いを要せず、卒業後、支払い能力に応じて所得の一定割合を返納する、オーストラリアの仕組み。

<sup>17</sup> 国立大学については、第 3 期中期目標期間（平成 28 年度～33 年度）から、各大学の強み・特色を發揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、①研究・大学院中核型、②グローバル人材育成学部教育型、③地域貢献・特定分野研究型、の 3 つの枠組みを設けた。一方、アメリカにおいては、リサーチ・ユニバーシティ、州立大学、コミュニティ・カレッジに機能分化しており、実務経験者が大学の経営や教育に参画し、社会のニーズや産業構造の変化などに応じた教育プログラムの改善を図っている。

#### （4）全世代型社会保障の更なる実現

今後、2019年10月の消費税増税後の全世代型社会保障の更なる実現に向け、少子化対策として更に必要な施策を検討する一方、その財源についても、「社会全体で負担する」との理念の下、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用、企業負担のあるべき姿を含め併せて検討する。その際、子ども・子育て拠出金の増額を今回経済界に要請していることに留意するとともに、中小企業等に対し過重な負担となっているのではないかとの切実な意見を重く受け止める。

### 第10章 規制制度改革等

#### （1）規制改革推進会議の答申を受けた規制制度改革

規制改革推進会議第2次答申（平成29年11月29日決定）を受け、待機児童数が隣接する市区町村間で偏りがあることを踏まえ、都道府県が市区町村を越えた保育施設の利用を調整する法的仕組みを強化する等の待機児童解消に向けた制度改革<sup>18</sup>を行う。

#### （2）介護分野における外国人人材

アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

---

<sup>18</sup> 規制改革推進会議第2次答申（平成29年11月29日決定）における実施事項。

## 人生 100 年時代構想会議 構成員

議長	安倍晋三	内閣総理大臣
議長代理	茂木敏充	人づくり革命担当大臣
副議長	林 芳正	文部科学大臣
	加藤勝信	厚生労働大臣
構成員	麻生太郎	副総理 兼 財務大臣
	菅 義偉	内閣官房長官
	野田聖子	女性活躍担当大臣
	松山政司	一億総活躍担当大臣
	世耕弘成	経済産業大臣

(有識者)

鎌田 薫	早稲田大学総長
神津里季生	日本労働組合総連合会会長
榎原定征	日本経済団体連合会会長
品川泰一	株式会社ユーキャン代表取締役社長
高橋 進	日本総合研究所理事長
樋口美雄	慶應義塾大学商学部教授
松尾清一	名古屋大学総長
三上洋一郎	慶應義塾大学2年生、株式会社GNEX代表取締役 CEO
宮島香澄	日本テレビ報道局解説委員
宮本恒靖	現ガンバ大阪U-23監督、元サッカー日本代表主将
米良はるか	READYFOR 株式会社代表取締役 CEO
リンダ・グラットン	英国ロンドンビジネススクール教授
若宮正子	ゲームアプリ開発者

(アイウエオ順)

## 人生 100 年時代構想会議 開催実績

- ・ 第 1 回 平成 29 年 9 月 11 日  
今後の会議の進め方について
- ・ 第 2 回 平成 29 年 10 月 27 日  
幼児教育、高等教育の無償化・負担軽減
- ・ 第 3 回 平成 29 年 11 月 30 日  
リカレント教育、大学改革
- ・ 平成 29 年 12 月 11 日  
人生 100 年時代構想会議有識者議員との中間報告に向けた意見交換会
- ・ 第 4 回 平成 29 年 12 月 19 日  
中間報告（案）